

# ご旅行条件書

## お申し込みのご案内(必ずお読みください)

この旅行は、一般社団法人白馬村観光局(以下「当局」という)が企画・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様と当局との旅行契約は各コースに記載されている条件のほかに下記の旅行条件及び当局が定める旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。

### ●旅行のお申し込み及び契約の成立

1) 所定の申込金または旅行代金の金額をご持参の上、取扱代理店または当局へお申し込み下さい。

また電話、FAX等でお申し込みの場合はご案内に記載された期日までに旅行代金の金額をお支払い下さい。旅行契約の成立はご入金いただいたときに成立いたします。

2) 申込金は総額の20%以上とします。残金は旅行出発の日の15日前までにお支払い下さい。旅行出発の14日前を過ぎたお申し込みの場合は旅行代金の全額をお支払い下さい。

3) 当局及び当局の受託旅行者又は受託旅行者代理業者の営業所(以下「販売店」という)は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、ご案内に記載された期日までに旅行代金の金額をお支払い下さい。旅行契約の成立はご入金いただいたときに成立いたします。

4) 当局は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

5) 契約責任者は、当局らが定める日までに、構成者の名簿を当局らに提出しなければなりません。

6) 当局は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

7) 当局は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### ●お申し込み条件

1) 20才未満の方のみでご旅行の場合は、保護者(法定代理人)の同意書が必要です。

2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行に対しては、年齢、資格、技能その他の条件が当局の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

3) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当局は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当局がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の

診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

4) その他当局の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

### ●契約書面と確定書面のお渡し

当局は、旅行日程、主要な運送若しくは宿泊機関等の確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した確定書面を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

### ●旅行代金に含まれるもの

1) 旅行日程に記載された交通費、宿泊費、食事代、イベント費、消費税等諸税、企画費等が含まれております。

2) 添乗員が同行するコースにおいては、添乗員経費等が含まれております。

3) お客様のご都合により一部利用されない場合でも払い戻しはいたしません。

### ●旅行代金に含まれないもの

上記「旅行代金に含まれるもの」のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

1) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

2) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。

3) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

### ●取消料

1) お客様はいつでも次に定める取消料を当局にお支払いいただいで旅行契約を解消することが出来ます。取消及び変更に係る受付時間は当局の営業時間内となります。

旅行開始日の前日から起算して	取消料
20日前～8日前の解除	宿泊代金の20%
7日前～2日前の解除	宿泊代金の30%
前日の解除	宿泊代金の40%
当日の解除	宿泊代金の50%
無連絡の不参加・旅行開始後の解除	宿泊代金の100%

### 旅行開始日前日及び後日の宿泊をお申し込みの場合

旅行開始日の前日から起算して	取消料
3日前～前日の解除	宿泊代金の20%
当日の解除	宿泊代金の50%
無連絡の不参加・旅行開始後の解除	宿泊代金の100%

お客様のご都合ですでお申し込みのコースや出発日を

取消され、新たにお申し込みになる場合、またお申し込み人数の一部の人数を取消される場合も、旅行代金に対してお一人様につき取消料の対象となります。

### ●旅行内容・旅行代金の変更

1) 当局は、天災地変、暴動、官公署の命令、遅送、宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、その他当局の関与し得ない事由により旅行内容や旅行代金を変更することがあります。

2) お申し込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となり、実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのでご了承下さい。なお、詳しくはお問い合わせ下さい。

### ●当局の責任及び免責事項

1) 当局は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当局の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当局に対して通知があったときに限ります。手荷物の損害については、14日以内に通知があった場合に限り、お一人様15万円を限度として賠償します。

2) 当局はお客様が次に例示する事由により損害を被られたときは責任を負いません。

①天災地変、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

③官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難

⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは目的地的滞在時間の短縮

### ●添乗員等

1) 当局は、旅行の内容により添乗員その他のものを同行させて旅程管理業務その他当該旅行に付随して当局が必要と認めた業務の全部又は一部を行わせることがあります。

2) 添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

### ●旅行の取りやめ

当局は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に契約を解除することがあります。

1) お客様が、当局があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他の参加条件を満たしていないことが判明したとき。

2) お客様が、病気その他の事由により、旅行に耐えられ

ないと認められるとき。

3) お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

4) お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

5) お申込みの人数が、各コースに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。特に記載がないコースの最少催行人員は2名となります。

6) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当局があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当局の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

#### ●お客様の責任

1) お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為もしくはお客様が当局の規定に反する行為により当局が損害を被った場合は、お客様から損害の賠償を申し受けません。

2) お客様は、当局から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当局、当局の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

#### ●特別補償

当局は、当局の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規定に定めるところにより、お客様がご旅行中にその生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、賠償金および見舞金をお支払いいたします。ただし、その損害が疫病、お客様の故意、酒酔い運転または危険な運転中の事故によるものであるときは、当局は上記の補償金および見舞金をお支払いいたしません。

#### ●旅程補償

1) 当局は、パンフレットに記載した契約内容の内、次のような重要な変更が生じた場合は旅行代金に1%~5%の所定の率を乗じた変更補償金をお支払いいたします。ただし、募集型企画旅行につき15%を上限とし、また補償金額が1,000円未満の時はお支払いいたしません。なお当局はお客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに代え、これと相応の物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

2) 次に掲げる変更の場合は、変更補償金のお支払いはいたしません。ただし、次の⑤、⑥の事由がオーバーブッキングによる場合は同補償金をお支払いいたします。

- ①旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
  - ②騒乱 ③暴動 ④官公署の命令 ⑤欠航、休業等運送・宿泊機関等のサービスの停止
  - ⑥遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - ⑦旅行参加者の生命または身体安全確保のため必要な処置
- 3) 上記1)に掲げる重要な変更であっても、クーポン類または最終日程表に記載した内容からパンフレットに記載した範囲内での変更である場合は、同補償金をお支払いいたしません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

- 注1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2. 3又4に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注3. 4に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注4. 4又は5若しくは6に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船又は一泊につき一件として取り扱います。

#### ●その他

1) その他この旅行条件によるほか、当局募集型企画旅行契約約款の定める。

#### 個人情報の取扱について

1) 当局および受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この当局および受託旅行業者では、【1】当局の商品やサービス、キャンペーン等のご案内、【2】旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、【3】各種アンケートのお願い、【4】特典サービス提供等、【5】統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

2) 当局は、当局が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて利用させていただきます。当局は、営業案内、催し物案内等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

3) 当局が前項の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当局は、契約の締結に応じられないことがあります。

4) 当局は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

#### 旅行企画・実施

長野県知事登録旅行業 第2-471号

#### 一般社団法人白馬村観光局

〒399-9301 長野県北安曇郡白馬村北城7025

TEL:0261-72-7100 FAX:0261-72-6311